

令和8年第6回 安芸太田町教育委員会議録

招 集 年 月 日	令和8年6月19日（金）		
招 集 場 所	川・森・文化・交流センター3階 エコ学習室		
開 閉 会 日 時	開 会	令和8年6月19日（金）午前9時30分	
	閉 会	令和8年6月19日（金）午前10時07分	
出席・欠席委員	出席委員	大野正人・池野博文・清胤祐子・河本千絵・小田純子	
	欠席委員		
職務により会議 に出席した者	課長 主幹 主幹	清水裕之 佐々木裕美 小坂法美	
議 事	議案第20号	安芸太田町筒賀児童センター運営委員会委員 の委嘱について	可決
	議案第21号	安芸太田町社会教育委員の委嘱について	可決
報告・協議事項	1. 民間提案による施設整備について 2. 教育委員園・所、学校訪問について 3. 夏季休業期間中における勤務時間の繰上げ又は繰下げの実施について 4. 服務規律の厳正確保について		

【 議 事 録 】

日程第1 開会

(午前9時30分開会)

教育長)

おはようございます。本日は全員出席でございます。本日の会議の議題はお手元のとおりでございます。議案報告協議のうち公開になじまないものが有れば、最後にまわして審議したいと思いますがいかがでしょうか。

清胤委員)

ありません。

日程第2 教育長報告

(以下の項目について報告)

1 6月の教育長等の状況

- ① 教頭・事務長研修会 (1日)
- ② 安芸太田町防災会議 (2日)
- ③ 戸河内小学校／筒賀小学校学校運営協議会 (2日)
- ④ 青少年育成安芸太田町民会議 (3日)
- ⑤ 臨時政策会議 (4日)
- ⑥ 教育旅行対面式 (4日)
- ⑦ 神楽競演大会 (6日)
- ⑧ 吉水園一般公開 (6・7・13・14日)
- ⑨ 6月定例町議会 (8～12日)
- ⑩ 加計中学校学校運営協議会 (12日)
- ⑪ 教育視察／安平町・津和野町 (12日)
- ⑫ 田舎体験推進協議会役員会 (17日)
- ⑬ 令和8年度第1回市町教育委員会教育長ミーティング (18日)
- ⑭ 教育委員会会議 (19日)
- ⑮ 広島県自然保育認証団体保育者等安全研修 (19日)
- ⑯ 広島県退職校長会山県支部総会 (21日)
- ⑰ 第47回広島加計会ふるさと懇親会 (21日)
- ⑱ 兵庫教育大学大学院研究調査 (22～24日)
- ⑲ 園・所長研修会 (24日)
- ⑳ 山県郡納税教育推進協議会定期総会 (25日)
- ㉑ 令和8年度田舎体験部会／推進協議会 (25日)
- ㉒ 月末図書館会議 (30日)
- ㉓ 安芸太田中学校学校運営協議会 (30日)

2 ミニ研修

- ・町内のこども園、保育所の自然保育の取組について

教育長)

何かご質問やご意見があればお願いいたします。

小田委員)

先程のPRビデオはホームページにも載せたりとか。

教育長)

載せる計画でいます。ただ重たいのでひょっとしたらホームページではなく、以前公式YouTube みたいな形になるかもしれないのですが、多分ホームページに載せられるのではないかと思います。

教育長)

ナレーションは二見園長です。

清胤委員)

内容が分かっていると声に出ますよね。ちょうど2日前に広島女学院で講演することがあって、その時にそこの方達が挨拶をしに来てくださって、うちの町でも自然保育を、みたいな感じでちょっとお話ししたら、今、保護者からのニーズが凄いて。家単位で外に連れ出して遊びに行っておげられないとか、共働きとか、子ども達だけで出すなんてとんでもないとか。だからね、こうやって子ども達を森の中で遊ばせるっていうのは大変ありがたいて。保護者からの賛同が凄いて。だからそういうふうに取り組んでいる安芸太田町のこども園・保育所が最先端だと思います。今一番アナログが求められているというか、素晴らしいと改めて思います。PRビデオもとっても良かった。先生方を激励してあげてください。素晴らしいと思います。

教育長)

加計高校の生徒も来てくれていたのですけれども、結構泥の投げ合いだとか、一生懸命高校生もドロドロになってやってくれて、なかなか体験できないですよ。

小田委員)

年長さんだけでなく小さいお子さんも。

教育長)

基本、年長さんですけど、できる活動をできる年齢で発達段階でという形でやっています。

日程第3 議事

教育長)

議案第20号 安芸太田町筒賀児童センター運営委員会委員の委嘱についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

清水課長)

(安芸太田町筒賀児童センター運営委員会委員の委嘱について説明)

教育長)

説明は以上でございますけれども、何かご質問はございませんか。

(意見なし)

教育長)

それではお諮りします。議案第 20 号 安芸太田町筒賀児童センター運営委員会委員の委嘱についてを原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

教育長)

全員賛成です。よって、議案第 20 号 安芸太田町筒賀児童センター運営委員会委員の委嘱については原案のとおり可決されました。

教育長)

議案第 21 号 安芸太田町社会教育委員の委嘱についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

清水課長)

(安芸太田町社会教育委員の委嘱について説明)

教育長)

説明は以上でございますけれども、何かご質問はございませんか。

(意見なし)

教育長)

それではお諮りします。議案第 21 号 安芸太田町社会教育委員の委嘱についてを原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

教育長)

全員賛成です。よって、議案第 21 号 安芸太田町社会教育委員の委嘱については原案のとおり可決されました。

日程第 4 報告・協議

教育長)

報告・協議 1 民間提案による施設整備についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

清水課長)

民間提案による施設整備についてを説明)

教育長)

説明は以上ですが何か質問等はございますか。

池野委員)

従来の方式と民間提案とどう違うんですか。

清水課長)

詳しく説明できるかわからない部分もあるんですけども、こちらにつきましては、事業者の方から提案があったものですが、電気代を事業者の方に支払うと。その中で全ての工事を賄うというものになると聞いておりますので、かなり予算的には抑えられるというものになっていると伺っております。

教育長)

よろしいでしょうか。

(意見なし)

教育長)

以上で本件の審議を終わります。

教育長)

報告協議2 教育委員園・所、学校訪問についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

小坂主幹)

教育委員園・所、学校訪問について説明)

教育長)

訪問については、今年はどのような形で行う予定ですか。

小坂主幹)

今年度は安芸太田中学校区、又は加計中学校区のどちらかに訪問させていただこうかと思います。今年度行かなかった校区は来年度行かせていただこうと思っています。今のところ安芸太田中学校区の方で調整させていただこうと思っています。園・所が園外保育をしている時に合わせていければと思っています。

教育長)

なかなか、園・保育所の園外活動を見る機会は無かったと思いますので、それに加えて給食も試食できればと思います。

教育長)

報告・協議3 夏季休業期間中における勤務時間の繰上げ又は繰下げの実施についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

清水課長)

夏季休業期間中における勤務時間の繰上げ又は繰下げの実施について説明)

教育長)

何か質問等ございますか。

清胤委員)

近隣の市町の学校はこういう制度を先に採用されていてどれくらいニーズがあります

か。

清水課長)

実際には北広島町や安芸高田市の方でどれぐらいの職員がこれを利用したか、という細かいデータまではこちらでは把握しておりません。また県立学校の方のデータもわからない状況ではあるし、本町の職員がどれぐらいこれを実際に申請するかもわからない状況ではあるんですけれども、制度としてまずは先生方にそういった働き方ができるのをお伝えできる一つのきっかけにはなろうかなと思っております。

清胤委員)

共働きで頑張ってもらってる先生がいらっしゃると思って、子ども突然の発熱とかにも凄く良いですね。だから突然に申請しても大丈夫ですかね、その日の朝とか。

清水課長)

もしその日の朝、ということになれば繰上げ繰下げ、というよりも特別休暇等の制度もございますので、家族看護休暇を取っていただく等の対応をします。現在町内で、例えば男性の職員がすでに育児休業を取得している職員もおりますので、かなり時代に合った働き方を先生方も現時点でされているかなと思っていますし、この制度はさらにですね、それを広げるものになればと考えています。

小田委員)

これは日数の制限とかあるのでしょうか。

清水課長)

日数の制限というよりも夏季休業期間中ですね。ただですね、もうすでに育児等の状況で遅出勤務をしている職員も町内におります。そういう職員は現行の制度を使って頂けるし、夏期休業期間中だけこのような制度を活用したい、という職員についてはこちらの制度を活用していただくようなものになります。

河本委員)

時間の計算ができないんですが、勤務時間の終了が午後 10 時までって書いてあるんですけど、10 時まで働くと思ったら、午後からの日程とかになったとして、1 人で勤務するっていう状況がなかなか想像しづらいので、誰かが一緒になっていうような事が必要になってくるのかなって。

清水課長)

県立学校の基準をここに載せさせていただいているんですけど、例えば県立学校によっては寮がある学校であったりとか、そういういろいろな県立学校の教職員に合わせた基準になっているので、本町の小・中学校についてはどこの学校も 8 時 15 分に勤務開始で 16 時 45 分勤務終了となっているので、10 時までっていうのはないです。

教育長)

以上で本件の審議を終わらせていただきます。

教育長)

報告・協議 4 服務規律の厳正確保についてを議題とします。説明をお願いします。

清水課長)

服務規律の厳正確保について説明)

教育長)

何か質問等ございませんか。

清胤委員)

1件目は免許のことで自分でも分かっていることをされたんですね、ちょっと悪質では。
2件目も怠慢とか怠惰じゃなくて分っていて、嘘の入力をされていてちょっと戒告で大丈夫なんだろうかっていう気持ちがあるんですが、それはどうなんですか。

清水課長)

詳細については、この時点で情報はないんですけども、やはりこのような事案が起こった際には県の教育委員会の方ですね、聴取等を行った上で最終的に処分されておりますので、聴取内容等も充分考えた上でのこの処分になっていると思われま。

教育長)

それでは本件の審議を終了します。

教育長)

それでは本日予定されておりました日程を全て終了いたしました。
次回の教育委員会議の日程調整をお願いします。

(次回の教育委員会議の日程調整)

7月17日金曜日ということでお願いします。
以上で令和8年第6回教育委員会議を終わります。ありがとうございました。

(午前10時7分 閉会)